

広島県告示第九十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について、同意があつたものと認めた。

令和五年一月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

田島加入区（田島漁業協同組合の地区）	区 域	区 分
		福山市内海町田島地先水面において、主としてふぐをとることを目的とする小型定置漁業